

市立病院における手術の際の同意の取り扱い

患者本人に判断能力	あ る	な い ※注 1
患者が成人	本人の同意	配偶者、両親、その他の血族及び姻族、配偶者に相当する内縁のパートナー（同性パートナーを含む）、患者自身が事前に代諾者として認定した者の同意
患者が未成年 (15歳以上)	本人の同意	両親、その他の家族、未成年後見人等の代諾者の同意
患者が未成年 (15歳未満)	両親、その他の家族、未成年後見人等の代諾者の同意	両親、その他の家族、未成年後見人等の代諾者の同意
上記において両親等の同意者がいない場合 もしくは連絡がつかない場合	主たる担当医及びその他担当医の複数の担当医が判断し同意書に署名	主たる担当医及びその他担当医の複数の担当医が判断し同意書に署名

注 1) 患者本人に判断能力がないとは、意識障害、認知症、精神疾患を有する場合
もしくは担当医師が本人以外の同意が必要と判断した場合。